

# 公益財団法人全日本軟式野球連盟 公認指導者制度運営要領

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 次世代を担う学童部競技者が、野球に親しみ、安心して競技力向上とスポーツ障害などに影響されることなく、競技にあたることができるよう、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「全軟連」という）は、公認指導者制度を設ける。

(目的)

第2条 本制度は、次の事項の達成をはかることを目的とする。

- (1) 多様なニーズに対応できる指導者を一貫カリキュラムにより養成し、その指導力の向上をはかること。
- (2) 軟式野球競技のすそ野を支える学童部の指導者として生涯にわたり競技者の健全な精神と人間力を育むこと。
- (3) 指導者の位置付けと役割に応じた指導者ライセンス認定を行い、社会的信用を確保すること。

(指導者資格の義務化)

第3条 全軟連、都道府県軟式野球連盟（以下、「都道府県支部」という）及び都道府県末端支部に登録するチームの学童部の監督は、資格保有者であること。ただし、監督が資格を保有していない場合においては、同一チーム内の代表者、コーチ、マネージャー等でベンチ入りすることになる者のうち最低1名が保有していること。なお、義務付けする資格および講習会は次の通りとする。

- (1) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に規定される資格
- (2) 「一般財団法人全日本野球協会（以下、BFJ という）」・「一般社団法人日本野球機構（以下、NPB という）」が主催する「野球指導者講習会 Baseball Coaching Clinic（以下、BCC という）」のうち、履修証明書保有者
- (3) 日本野球協議会野球指導者資格の基礎Ⅰ（仮称）受講修了者
- (4) 全軟連が養成する指導者資格としての公認学童コーチ

## 第2章 資格

(公認学童コーチの養成)

第4条 都道府県支部は公認学童コーチの資格取得のため、養成講習会を実施する。

- (1) 公認学童コーチ養成のため、都道府県スポーツ少年団等と調整の上、認定員もしくは認定育成員養成講習会を兼ねて開催することは差し支えない。

(指導者資格の検定及び審査)

第5条 全軟連は、都道府県支部が主催する講習会を修了し、主催団体において適格と認められた者に対し、資格認定を行う。

(資格取得に係る免除制度)

第6条 公認学童コーチの取得希望者として、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に規定される資格保有者、「BFJ」・「NPB」が主催する「BCC」の対象カリキュラムを受講した者（履修証明書保有者）に対し、資格取得のための追加講習の受講を免除する。

2) 本規定第4条に定める指導者資格の取得希望者として、全軟連が認めた者に対し、資格取得のための追加講習の受講を免除する。

(養成講習会の受講資格)

第7条 公認学童コーチの講習及び検定、審査を受けるには、以下の要件を満たしていなければならない。

1) 受講する年の4月1日現在、満18歳以上の者。

2) スポーツクラブ及びスポーツ少年団等において、野球競技の指導にあたる者、または今後指導者になろうとする者。

### 第3章 指導者の認定、登録及び更新

(登録及び更新)

第8条 公認学童コーチの認定、登録及び更新は下記のとおりとする。

(1) 講習及び検定の後、適正と認められた者は、全軟連への登録手続きを行う。全軟連は公認学童コーチとして「登録証」を交付し、登録名簿に登載する。

(2) 公認学童コーチの有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は資格有効期限が切れる6か月前までに、全軟連または都道府県支部が定めるリフレッシュ研修を受けなければならない。

(3) BCCの修了者の公認学童コーチの認定、登録は下記のとおりとする。

①BCC修了者に対して、BFJ及びNPBより交付される「履修証明書」及び「申請書」を全軟連宛に提出し、全軟連が承認することで公認学童コーチとして認定される。

(認定のための講習会および受講料)

第9条 指導者資格取得を希望する者は、次の科目を受講しなければならない。

(1) 基礎理論 7時間

(2) 実技 3時間

(3) 受講料は、主催する支部が定める。

(資格更新のためのリフレッシュ研修)

第 10 条 指導者資格を更新しようとするものは第 9 条 (2) 項に定める研修として、以下の研修会を受講しなければならない。

- (1) 全軟連が主催する成長期のスポーツ障害予防指導者講習会
- (2) 都道府県支部が主催し、全軟連が認めた講習会もしくは研修会
- (3) その他全軟連が認めた講習会もしくは研修会

(登録)

第 11 条 全軟連がライセンスを認定した指導者は、全軟連に登録しなければならない。

(登録有効期間)

第 12 条 登録の有効期間は、4 年間とする。

(登録料)

第 13 条 1. 登録料は以下のとおりとする。

- (1) 公認学童コーチ：500 円/1 年間
2. 登録料の納入方法は、全軟連が別途定めるものとする。

(登録抹消手続き)

第 14 条 登録を抹消する場合には、本人から所定の退会申請または全軟連が指定する方法によって申し出るものとする。その際、登録料の返金は一切行わない。

#### 第 4 章 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の取得

(日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の取得)

第 15 条 本規定第 4 条に定める資格保有者のうち、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度で定める次の資格取得を希望する者に対し、専門科目カリキュラムの一部を免除する。

- (1) 日本スポーツ協会公認コーチ 3
- (2) 日本スポーツ協会公認コーチ 1

#### 第 5 章 指導者及び加盟チームの義務

(公認指導者の遵守義務)

第 16 条 公認指導者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 全軟連の諸規程を遵守すること。
- (2) 選手個々の権利、尊厳及び価値を尊重し、平等に対応すること。
- (3) 選手が自分自身の行動に対し、自らの判断で行動できるよう指導すること。

- (4) 暴力・暴言を用いての指導を行わないこと、また暴力・体罰・ハラスメント根絶の努力を継続すること。

## 第6章 附則

(要領の改廃)

第17条 この要領は、理事会の議決を経て改廃することができる。

附則 この要領は平成30年4月20日より施行する。

この要領は平成30年12月11日より施行する。

この要領は平成31年4月9日より施行する。